

楠地域審議会（第20回）における質問への回答

質問主旨 楠地域の学童保育は現在楠地区社協に委託されているが、楠地区社協に法人格がない。市では、平成25年度から委託先は法人格のある団体に限られると聞くが、絶対法人化しなければ認められないのか。

回 答 本市における学童保育クラブの運営にあたりましては、これまで楠地区社会福祉協議会をはじめ、各校区社会福祉協議会等へ委託し、校区の御理解と御協力のもと充実に努めてきたところです。

しかし、任意団体では、短い期間で代表者や役員が交代する可能性があり、そうした場合には、有事の際の責任が不明瞭となります。

さらに、地域福祉の向上のために活動される、ボランティア的な性格の強い社会福祉協議会等の会長や役員の方々に過重な責任を担っていただくことになりかねません。

また、規模の大きな校区では、本事業にかかる事業費が1000万円以上、児童指導員等の雇用も10人を超え、任意団体で管理運営することが困難な状況となっています。

それらを総合的に判断し、責任ある体制を整備して、安定した事業の運営が図られるよう、市内全校区において、法人格を持った団体へと委託先を変更することとしました。

楠地区社会福祉協議会が、平成16年の宇部市と楠町との合併以前は楠町の社会福祉協議会として法人格を有して活動されており、合併により法人格を失ったものであること、また、現在もその当時の体制を維持し活動されていることは存じております。

ぜひとも、法人格を持った団体を設立され、今後も引き続いて、本事業の運営をお引き受けいただきたいと考えています。